

台湾の政治・社会と少年雑誌編集

—— 民國 65～70年代の『幼獅少年』を例に（第一部）——

高橋明郎

0 導 言

『幼獅少年』は台湾で発行されている少年雑誌である。もともと中国青年反共抗俄救國團（以下「救国団」）系の雑誌であるが、救国団が国民党と表向き一線を画すようになってからも今日まで発行が続いている。

本論文は、初期の『幼獅少年』をもとに、当時の同年代を対象とした定期刊行物や雑誌との比較検討も視野に入れながら、中華民国政府が当時とっていた政策が少年誌に反映される状況を分析しようとするものである。題材として『幼獅少年』を選択するのは、国民党系の救国団が発行していることから、最も政策が反映されやすいこと、民國42年（1953）に刊行が始まる高等教育年代を対象とした『幼獅』（月刊）が強く政治思想を反映しているのに対し、その下の反共予備軍の世代にはどのように月刊のケースと対応を変化させたかを見ることができるからである。

筆者は既に『幼獅少年』について扱った3編の論文の公表をしている。「『幼獅少年』創刊の時代」⁽¹⁾において、創刊にいたる時期の表現規制、文学界の流れ、教育政策を整理し、創刊が義務教育9年化をうけて急速に増大した「中学生」という世代への一つの対応であったことを論じた。次いで「『幼獅少年』創刊期の記事と作家たち」⁽²⁾で、国府遷台前の大陸の生活を伝え、自由中国政府の意義を示し、中国文化への誇りを喚起するといった最初期の編集の方向性を示した。

(1) 『香川大学経済論叢』 vol. 84-4 2012. 3

(2) 『香川大学経済論叢』 vol. 85-4 2013. 3

さらに「『幼獅少年』初期の編集⁽³⁾」において、創刊5年目の民國70年(1981)の誌面変化として蔣經國總統の露出が増えていること、中国文化の記事は存続するが大陸生活の回顧的なものが減少していること、作家が若い世代に移っていることを特徴として挙げた。

これらは概ね『幼獅少年』という雑誌の中での変化を追ったものであるが、今回の検討は、より上部の変化に目を向け、それが誌面にどう反映されたかという視点で行うこととする。この雑誌は読者に記事を提供することを主としながら、一方で読者側の作品の発表場所としての役割もはたしているため双方に注意を向ける必要がある。全体的に企図しているのは、一つは読者である中学生、直接彼らに接する中学校に対しての主管官庁である教育部の動き、いま一つは教育部の創作側・編集側に対しての動きであるが、今回はまず前者を整理することとする。

本篇はその第一として、教育部の教育に関する要求面に視点を向けたい。

1 教育部公報に見られる各種指示

1.1 教育部の中学校現場及び中学生への要求

民國65年(1976)～民國70年(1981)の5年間、中学校教育を所管する教育部は、どのようなことを掲げてきたのであろうか。

この時期の教育行政の総体的傾向は既に註3論文で簡単に触れたが、本篇では、官報である教育部公報を主材料に、中学校、中学生にいかなることが要求されてきたかをより具体的に追っていくことにしたい。最初にこれを取り上げるのは、『幼獅少年』が義務教育となった中学生を主たる読者層にしているため、学校を政府側がどのような方向に向けていたかを整理しておく必要があるのと、いま一つは、この時期教育部と救国団はあからさまに密接な関係を有するようになったからである。民國67年(1978)1月から半年間、李元簇教育部長が救国団主任を兼任することになった。主たる目的は、どちらかという

(3) 『香川大学経済論叢』vol. 85-5 2014. 3

高校大学の訓練・活動行事との協調であろうが、教育部のトップに係る事の意味は小さくない。この時同時に着任した副主任宋時選が半年後に李元簇の後の救国団主任に収まっている。(李元簇の前主任は後教育部長になる李煥)

1.1.1 民族教育の挺入れ

註1論文で述べたように、創刊前の大きな動きは義務教育の延長と思想教育、民族教育の強化であった。

文革路線によって、伝統的な中国の文化から離れていった中華人民共和国に対し、民國56年(1967)以降中華文化復興運動を展開した中華民国政府は、民國65年からの5年間においても、同様の主張を続けた。台湾に於いては、台湾で伝統的な中国文化とされているものの中に日本統治時代の影響が無しとせず、社会教育面で正統的な中国文化を再度台湾人に認識させるという意味もあったが、特に次世代が中国文化に明確なアイデンティティを有するように学校教育課程で中国文化を根付かせることを重視した。

蔣經國行政院長が民國66年(1977)1月11日に行った教育部視察の際、小学校入学から高等教育まで計画の人材育成をする必要性を述べ、大陸の政權が中華文化殲滅を意図しながらまだ達成できていないこの時期こそ、中華民国の国民は中華文化を維持発揚する責務があることを強調している。つまりは教育によって台湾の国民は、中華文化について責務を全うできるよう育成することが意図された。⁽⁴⁾

さらに、翌年1月13日にも、蔣經國は、中国による文字と中国文化の毀損を許さないと訓示している。⁽⁵⁾

また、文化面と並行して中華民族精神の重視も、公的な挨拶の場面でしばし

(4) 「蔣院長強調：教育是立國建國的根本，尤其在大陸共匪欲毀滅中華文化而未達到目的此時，每一中華民國國民對維護文化・發揚文化，責任更為重大。《蔣經國院長對教育工作，提示九項努力重點》(『教育部公報』NO 25 民66.1.31) なお以下すべて掲載公報発行の日時を記し実際の発表日ではない。

(5) 「全力發揚我國固有的優良傳統，不容共匪摧毀中國文字和中國文化」《行政院長蔣經國勉教育人員，發揚優良傳統，注重五育》(『教育部公報』NO 37 民67.1.31)

ば表明された。民國 65 年（1976）当初教育部長だった蔣彥士は、この年の 4 月に学生の蘇澳港見学中発生した転覆事故の責任を取って辞任、後任に政治大学学長の李元簇が就任した。新部長は湖南省出身の法学畑の人物で、政治大学で教鞭を執る前は、判事や保安指令部軍法部長を務めていた。

その着任演説で打ち出された方向の第一が三民主義教育の推進、第二が民族教育の強化で、特に地理・歴史・公民と道德教育を重視、教材も民族精神に関連したものを中心にする⁽⁶⁾と表明している。そして上記演説からほどない 5 月 21 日に、国民中学校長を前に、民族精神教育の補充教材編纂、各教科で協力して大陸の現状を伝えて民族精神を喚起することを実施すべき事項の一つとして伝えている⁽⁷⁾。

また教育部は義務教育延長の顕著な成果として民族精神教育上の効果という面を含めている⁽⁸⁾。これは、民族精神教育の実効的な場は学校であり、9 年間 100% 近い少年を教育の対象に拘束しておけることで、間断ない広報が可能になったという意味である。

そのことは、小中学校の民族精神教育の実情報告と次年度教育計画指針でも明確に書かれている。それによれば、民族精神教育の目的は民族意識を啓発し、民族道德を実践し、民族文化を高揚し、民族感情を融和させ、國民の身体技能を鍛えることである。国語・歴史・地理などで中国の認識を強め、生活指導によって民族道德を高め、時事報道や大陸の状態の分析、国際情勢解説を通して反共復国必勝の信念を強固とする。各校では民族精神教育の年度計画を策定、教材研究、研修会を企画するとしている。科目名を別にすれば、高級中学以上の目標として掲げてもおかしくないようなものだが、このことから、行政側はあくまで民族精神教育が初等教育から高等教育まで一貫したスタイルのも

(6) 《李元簇部長到立法院教育委員會作施政報告》（『教育部公報』NO 29, 民 66,5,31）

(7) 「加強民族主義教育：①編印民族精神教育補充教材；②加強各科教學的配合，及時・匪情報道等，啟發民族意識……」《李元簇部長勉國中校長辦好國中教育》（『教育部公報』NO 29, 民 66,5,31）

(8) 「民族精神教育推行積極：主管教育行政機關及各國民中小學，對民族精神教育的實施，都及重視，課程編制以民族精神及生活教育為重心，提高教育效果。」《國民教育延為九年，已獲宏效》（『教育部公報』NO 33, 民 66,9,30）

のであることを希望したと言えるであろう。

今後行うべきこととして、各校では民族精神教育の年度計画を策定、教材研究、研修会を企画する。民族精神教育の読物により教師は学生に読むよう指導することなどの、事案を含めている⁽⁹⁾。

蔣經國は民國 67 年 3 月に中華民国総統に選出され 5 月に就任する。副総統は謝東閔（当時の台湾省長）で、後任の行政院長に孫運璿、教育部長も朱匯森に交代する。前任の李元簇が政治大学から異動したとはいえ法律の実務畑の人物だったのに対し、朱匯森は江蘇出身で、大陸で大学教育を終えてから教育畑で活動し、遷台後も主として師範系の大学（当時は学院）で仕事をした教育分野のプロである。

新教育部長の朱匯森は 7 月の国父紀念週間に「三民主義思想教育之実施」と題する講演をしている。基本的に小中学校で思想教育と位置づけられていたのは小学校の「生活與倫理」と中学校の「公民與道德」であって、「三民主義」が教科として存在するのは高校以降である。これは大学入試科目でもあったわけだが、彼の講演で小中学校においても、社会科系の歴史・地理と連携し三民主義を「注入」して、初等教育から高等教育まで連続的に三民主義教育が行われるべきで、そのための課程再編成も必要だとしている。

同月朱匯森は民族精神強化のための計画を示すが、そこには、大陸が毛沢東、周恩来死去後の混乱期にある今、金馬台湾を復興基地とする。復国教育こそが民族精神発揚の基礎であるとしている。そして具体的方策を 17 項目に亘って並べている⁽¹⁰⁾。

周知のようにこの年末を以て米国は中華人民共和国と国交を樹立し、中華民国と断交する。このため 12 月に議会選挙延期や軍事関係者の配備など総統令が行政院各部に出される⁽¹¹⁾。

こうした外部の情勢の変化を受けて、民國 70 年度に示された翌年の民族精

(9) 《檢討六十五學年度加強中小學民族精神教育實施情形・並擬訂「六十六學年度加強中小學民族精神教育實施要點」》（『教育部公報』NO 35, 民 66.11.30）

(10) 《檢送「68 年度加強民族精神教育計畫」》（『教育部公報』NO 43, 民 67.7.31）

(11) 《函送 總統緊急處分命令》（『教育部公報』NO 48, 民 67.12.30）

神教育に関する通達は、具体的方策が21項目になっている。

二つの計画を総合すれば、まず計画の根拠法令を「国家総動員法」「71年度国家精神動員方案」「民族精神实施方案」として、続いて現況分析を示す。

第一は一般的に緊張下にある世界情勢にふれたあと、第二として、米国と中華人民共和国の国交樹立により中華人民共和国は国際社会に展開を図るが、その外交上の窮状は好転しないばかりか悪化している。共産党内でも華国鋒から趙紫陽への権力交代など闘争が激しい。第三に我が国は反共の精神で安定的成長を目指している。第四に精神動員工作は良好な成果を収めており、戦時生活期間にあって全国民の考えや行動の革新・実践は、国民の国家、民族、血のつながった同胞への責任感をより深化させた。

このように民族精神教育の成果を謳った後、年度目標を示した。中学段階までに限ってみるなら、青少年の犯罪防止、教孝月活動をより強化して実施、青少年公民教育もさらに強化し、反共意識と愛国精神を増強させることである。

具体的な実施策として、思想教育面では青少年公民教育計画を更に強力にすること、民族精神教育として、中学校レベルで該当するものを整理するなら

- 1) 各地方自治体で民族精神主義精神教育研修会を開き小中の歴史・地理・国語文・生活與倫理・公民與道徳の各課教員研修を行って教育法を改善する。
- 2) 文史哲教員は座談会で教科と民族主義の融合を図る事、現代史では、国民党の国民革命および先烈故事を教育し、中華文化を破壊する共産党政権の罪状を暴く事。
- 3) 各級学校では「教孝月」活動を強化継続する。(「教孝月」については、本論文1.1.4参照)
- 4) 各級学校では「四維八徳」⁽¹²⁾教育で伝統的倫理を教え、「五大信念」教育で愛国心を高め、「知匪・仇匪・恨匪」教育で反共・勝共・滅共の信念を持たせる。
- 5) 各級学校で、反共自強、遵法の精神を引き続き教育する。
- 6) 各級学校で民族精神教育の施設や環境を整える。
- 7) 月会、周会、朝会、夕會や行事などの集会で中華文化を宣揚し民族精神、民族国家の概念を学生に植え付ける。
- 8) 各種学校は休日を利用した旅行で国父記念館、

(12) 四維は管仲の言った禮・義・廉・耻、八徳は孫文らの挙げた忠・孝・仁・愛・信・義・和・平で、これらは大陸では文化大革命に於いて批判の対象であった。

中正紀念堂、歴史博物館、故宮博物院、忠烈祠、孔子廟などで歴史的資料を見せ学生の民族意識を高め、また国家重大建設現場を見学させて民族としての自信を植え付ける。加えて、愛国教育として軍事学校への進学を奨励することを⁽¹³⁾含めている。

1.1.2 伝統的文化教育

所謂中華文化復興運動は主に高等職業校、大学以上が力点であり、重点工作校もその級の学校が充てられている。ただ、その前段階として歴史知識、あるいは書道などの教育は中学校段階にも期待されていた。

中国史の認識を深めさせるため、民國70年教育部はテレビ番組制作にも乗り出し、「中国歴史人物」というテレビ講座を始める。中国史上の偉人を称揚することで、青少年に愛国、愛民族の感情を抱かせようという狙いで、平日、「政府與民衆」「校園心聲」の二番組の中で放送、専門家が講じ、放送後内容をまとめて印刷し、全国の中等以上の学校などに提供するというものである。⁽¹⁴⁾

いかにも中国好みで黄帝から始まる内容は、年代順に扱われ、一月から三月まで、最後は胡適で終わる以下のラインアップになっていた。

- 1月：黄帝・夏禹・商湯・周文王・周武王・周公・管仲・老子・莊周・孔子・勾踐・墨翟・孟子・屈原・田單・漢武帝・司馬遷・蘇武・張騫・班超・張衡・華佗・諸葛亮・法顯・玄奘・唐太宗
- 2月：李白・張巡・杜甫・韓愈・范仲淹・歐陽修・司馬光・王安石・張載・岳飛・陸游・朱熹・成吉思汗・文天祥・明太祖・鄭和・王守仁・李時珍・戚繼光・朱舜水・史可法・黃宗羲・顧炎武・王夫之
- 3月：鄭成功・清聖祖・林則徐・曾國藩・左宗棠・沈葆楨・劉銘傳・梁啟超・孫文（公報の表記は國父孫中山先生）・陸皓東・蔡元培・黃興・秋瑾・胡漢民・蔡鍔・林覺民・林森・蔣介石（公報の表記は總統 蔣公中正）張自忠・丘逢甲・陳其美・連橫・羅福星・胡適

(13) 《檢送「71年度加強民族精神教育計畫」》（『教育部公報』NO 81，民70.9.30 9/4）

(14) 《教育部舉辦「中國歷史人物」廣播講座》（『教育部公報』NO 72，民69.12.31）

実際の活躍時期が異民族国家の元や清の人物の比率が少ないのが見て取れる。

中国の伝統的文化の一つである書道については、蔣元士部長がこれを重視し、文化復興委員会や經濟部、台湾省と地方自治体の教育部局などと書道教科教育強化を協議、筆・墨・硯・紙などは廉価で品質の良いものを提供できるように関係機関に協力を要請したり、幾つか小中学校を選んで書法示範教室を設置し、そこに書道用具を常備し、学生がいちいち自宅に持って帰らずに済むよう決定した。⁽¹⁵⁾

更に朱匯森部長時代に小中学校の授業用に写字の手本を編集することにした。⁽¹⁶⁾

また教育部は、中国書法協会に委託する形で小中学校の教員を対象とした書道コンクールを行い、民國70年(1981)5月に入賞者を発表している。⁽¹⁷⁾23名の受賞者のうち3名の高校・高職教員以外は小中学校教員である。

1.1.3 愛国教育

上述のように中華文化復興運動は基本的に上級学校に運動の力点があったが、自強愛国(救国)運動は、やや広い対象を持っていた。

身近なところでは、愛国心を培うため、学校での国旗昇降について、国旗掲揚・降納の際は国旗に正対すること、国歌をテープで流して学生は聞くだけという状況は改善すべきものとされ、斉唱の指導を徹底することが求められた。⁽¹⁸⁾

民國68年(1979)7月に、第1回の「中小教師自強愛国座談会」が木柵で5日間行われた。開幕式での朱匯森部長の挨拶で、この活動は蔣經國総統の特別な指示で開催されたことにふれている。蔣經國は朱匯森に対し、同様の企画が大学や高等専門学校の教員向けに開かれているが小中学校教員の国家への貢

(15) 《蔣彥士部長指示加強輔導學生書法》(『教育部公報』NO 25, 民66.1.31)

(16) 《編輯國民中・小學寫字範本, 以利教學》(『教育部公報』NO 48, 民67.12.30)

(17) 《七十年文藝創作中等學校暨國小教師書法獎揭曉》(『教育部公報』NO 77, 民70.5.31)

(18) 《教育部通知各級學校・重視升降旗儀式・培養愛國情操》(『教育部公報』NO 25, 民66.1.31)

献は大きく、彼らに国家の政策・建設をよく理解してもらう必要があると述べたという。初回は6次に分け参加教員は計一千名、高校250名・中学350名・小学400名だった。⁽¹⁹⁾

この時朱匯森は初回成果があるようなら継続して企画すると表明していたが、冬休み2月1日から第2回を行った。台北市木柵・台北縣金山・台南縣曾文溪という3地区で6次に分け行われ、最初2次は小中の校長が参加、残りは教員が参加するもので、地区別に定員が割り当てられていた。目的は同じく小中学校教員に国家の現況と重要政策の理解を深めてもらう一方、現場の声を聴くということで、更に中小教師自強愛国座談会が設定された。座談会は1週間で2日は見学、のこり5日が討議で、内容は①教育政策と教育問題②教師の社会的責任③政治建設と政治問題④青年工作与青年問題⑤心理建設と文化問題⑥社会建設と社会問題⑦経済建設と農業問題⑧現在の国際情勢と対外関係というものであった。

一般的な問題のようであるが、愛国自強の名前が示すように、要は中華民族国家に忠誠を尽くし、台湾を窺う共産党勢力を峻拒できるような国家を建設するという共通の枠の中の議論である。⁽²⁰⁾

教育部は、この2回に成果があったとして、7月に第3次を参加者2千名に拡大して3地区10次に分けて行い、更に翌民國70年(1981)には開催地点も増やし、また僻地勤務者を優先的に参加者に加えるなどして規模を増強して続けている。

1.1.4 国語重視

教科としての「国語」重視もこの時期教育部以外の議論に登ってはいるが、そのことは「国文重視」という項を設け次稿で扱うことにする。ここでは、言語としての国語重視に絞って取り上げる。

(19) 《中小學教師自強愛國座談會分六梯次舉行》(『教育部公報』NO 55, 民 68.7.31)

(20) 《六十九年度中・小學教師自強愛國座談・分三區舉行》(『教育部公報』NO 61, 民 69.1.31)

この時点で中華民国統治区域が実質台湾地区+他省の若干の島嶼部になってしまっていたとはいえ、中華民国国民たる中国人の使用すべき中華民国の国語は、台湾で50年「国語」扱いされた日本語でないのは勿論、歴史的にここで何百年も使用されていた閩南語や客家語でもなく、北京語であるべきことは、中華民国政府にとっては疑うべからざる事であって、光復後直ちに日本人の教員が学校から排除された後は、教育現場の使用言語は「国語」たる北京語に猶予なく切り替えられた。それからこの時期まで四半世紀経過していたとはいえ、台湾全体での国語普及にお力を入れなければならなかったのは、次の事例からも分かる。

蔣經国行政院長の指示で国防部が作らせた反共映画『寒流』を、当時の全テレビ局に当たる3局でこの時期に夜間再放送した。教育部は台湾省教育庁・台北市教育局・金門・馬祖戦地政務委員会・公立私立の大学・学院・教育部直轄中学（高校）に対し、管轄下の学校の学生やその家族に共産党への敵愾精神を植え付けるために番組視聴を勧めるよう朱匯森部長名で通達を出すのだが⁽²¹⁾、この時、国語・閩南語・客家語の3言語で放送されたのである。勿論民主化後の多言語平等の思想から来るものではなく、情報伝達効果を重視した上のやむをえない措置である。

まず、国語文コンクールが、注音字母が教育部による公布後60周年なのを記念して大がかりに行われた。⁽²²⁾

同時に国語使用の標語による宣伝強化もこの年企図された。理由は、国語使用の推進が国父孫文が提唱し国家の基本姿勢になっていること、及び国語使用推進によって同胞の感情を融合させ団結を強化することができるとしたからである。

国語使用の重点標語は

-
- (21) 《電視台重播「寒流」影集・請告知學生及其家人收看・以加強仇匪・進而激發全民同仇敵愾精神》(『教育部公報』NO 51, 民 68.3.31)
- (22) 《訂定「臺灣地區國語文擴大競賽活動計劃要點」》(『教育部公報』NO 41, 民 67.5.31)
《檢送教育部會商訂定之「推行國語注音符號六十週年紀念表彰推行國語暨國語文教學績優人員實施要點」》(『教育部公報』NO 43, 民 67.7.31)

- 一) 方言行一方, 國語行全國
- 二) 居家話鄉音, 辦事講國語
- 三) 國語人人懂, 誤會不發生
- 四) 愛國說國語, 團決心連心
- 五) 隨時隨地講國語, 為人為己都方便

注音字母の重点標語は

- 一) 注音符號記得熟, 讀書識字不用愁
- 二) 學會注音符號, 就能讀書看報
- 三) 注音符號是識字的利器
- 四) 注音符號是提高民族文化水準的工具
- 五) 用注意符號學習國語國文, 是團結民族的最好方法
- 六) 注音符號助你認字
- 七) 注意符號帶引你讀書
- 八) 要說標準國語, 先學注音符號
- 九) 人人學習注意符號, 人人會說標準國語
- 十) 注音讀物, 增強兒童閱讀能力

である。国語が民族団結の有効な道具であり、標準語学習を重視する姿勢を再確認したものである。⁽²³⁾

教育部はこの時期に葉公超を主任指導委員、何容を総編輯として標準的、実用的国語辞典の改訂編纂作業を進める。国語の正確な讀音表示のため注音字母、協会ローマ字、イェール式表記を併用し、また中華文化紹介の側面も持たせたものである。⁽²⁴⁾

実際、国語の表記法はこの時期整理されていたとはいいがたい。たとえば、横書きで中国語をどう表記するかの統一様式は民國 69 年になって教育部により規定された。問題はかねて認識されていて民國 64 年以降検討されていたも

(23) 《配合舉辦國語注音符號頒行 60 週年擴大推行語文活動宣傳標語》(『教育部公報』NO 44, 民 67.8.30)

(24) 《編輯完成國語辭典》(『教育部公報』NO 54, 民 68.6.30)

のであり、もちろん内政部や經濟部・新聞局など各役所と協議の上の規定である。

横書きの問題は、もともと商標・看板表記の問題として既に検討され、規定化されている。この場合文字を書く方向だけでなく、サイズや一枚に含めうる外国語文字の比率などに規制が及んでおり、これに対して、取締り機関から様々な照会が寄せられていた。その回答も含め、例えば《請轉知商店・行號・事務所等招牌應照如下規定，即(1)横式書寫，中文字序由右向左，西文由左向右。中文字體應大，置於上排，西文字體須小，置於下排，以示中文為主體文字。(2)中文招牌無論為直立式或横式書寫，均不可使用簡體字》(『教育部公報』NO 25, 民 66. 1. 31)に見られるが，そこまで拡大した事象については次編で扱うことにする。

当時の状況について6月26日に教育部の行った教育部長記者会見の資料によれば、⁽²⁵⁾新聞・雑誌・広告・看板ラベル・映画字幕など統一されておらず、新聞の同一面においても不一致である。左から右に統一されているのは高速道路の標識や新しい道路標示。

その原因として資料に挙げられているのが、

- ① 学術書、特に理工系・音楽系の科目ではそもそも左から右への様式が必要であり、それは新規定でも認められる。
- ② 最近西洋の学術思想や意見を取り入れ外国語を引用するものが少なくなく、一般書で横書きに左から右を採用しているものも多い。
- ③ 近年国際商取引や文化交流が拡大し、多くの国の文字が左から右に書かれ、特に英語が並ぶ映画字幕のようなものは、その方向と一致させざるを得ない。

対応についての各方面の意見は

- ① 左から右を支持する意見は時流に応じ書写閲読の便を図ることを理由と

(25) 《中文書寫及排印方式統一規定及說明式樣》「教育部公報」NO 67 (69. 7. 31)

している

② 旧来の右から左を支持するのは、我が国の文化伝統を守るという理由を挙げる

③ 少数意見として「自然の流れに委ねるのが良い」

そこでまとめられた教育部の折衷案だが、左から右を認めつつも、伝統的に縦書き上から下・右から左が基本であって、一番最初に示す様式をこれにして、保守的な意見に配慮している。一方横書きの中国語はそれ自身が伝統的でないので、そこには伝統的配列を持ち込まないという理屈付けをした。⁽²⁶⁾

結果、基本的に縦書きのものに含める場合（たとえばこの時期の多くの新聞の見出し部分）は右から左、横書き文書では左から右、ただしたとえば用紙に単独で国号・機関名を表記する場合や・紙幣・切手・石碑や看板は右から左・交通機関の車両側面は前方から後方へとした。縦横混在誌面は左から右である。横書きは欧米式に統一してもよさそうなものではあるが、中国の文化伝統にしたがうことにこの場合もかなり拘泥したのである。朱匯森時代に決定したこの方式はこの年7月1日から施行され、基準を守っているかの監督はマスコミについては新聞局・看板・広告類は内政部、郵便・運輸関係は交通部、貨幣・商標は財政部と經濟部、学校教材についてはもちろん教育部が行うこととなった。

(26) 「(一) 新規定の基本精神、在維護我國文化傳統與因應時代實際需要、即以保持中文“傳統方式”為主、適度調整中文橫式自左而右、以實際需要、使其兼容並顧、而作靈活的運用。(二) 維護我國文化傳統：本規定第一項即規定“中文書寫及排印以直行為原則、一律自上而下、自右而左。”此為中文傳統方式、亦為中文的基本書寫排印的方式。中文傳統史籍經典及迄今之現代中文公文書、均為直行、自上而下、自右而左之方式、故定此式為中文基本方式、上承傳統、普遍推行、列於規定之首、以示此種方式為主。(三) 因應時代實際需要：中文橫式書寫排印方式、為中文傳統史籍經典所無、故不得不因應時代、徵諸實際需要、如中文電腦・電動中文打字機之設計與應用、而採適合的方式、規定橫式自左而右。在新規定第二項中、規定“中文橫式書寫及排印、自左而右”以應需要。以上說明、一為重視縱的方面文化承遞、一為顧及橫的方面時代適應。(四) 中文以往雖無橫式排印書籍、而卻保佑一種獨特的“榜書”方式。即匾額・招牌等。故於新規定中第二項內規定“但單獨橫寫國號・機關名稱・國幣・郵票・匾額・石碑・牌坊・書畫題字及工商行號招牌、必須自右而左。”規定內列舉十項均為固有型式、為維護傳統中文特色、規定保持“自右而左”方式。…」(註25に同じ)

(27) 《統一規定中文橫寫排列方式》(『教育部公報』NO 66, 民 69.6.30)

この方式は規定に適合しているか否かが分かりやすいとはいえ、結果として書写方向の二種混在を容認しているため、これによって利用者の便になったかどうかは怪しい。記者会見で例示されたものでは、文化的な碑文などを除くと

部 育 教

MINISTRY OF EDUCATION

とか

司 公 服 西 來 葛

GRAY TAILOR CO.

TEL. 9812933. 9846774

や、

潢 装 車 汽 信 宏

五八一五一九三：話電

など、いずれも機関表示・看板の例だが分かりにくい。英文は左から、中国語は右から、電話番号は頭が外国語か中文かで全く逆方向になっている。

当然この書写方式は学校現場では直ちに適用された。教育部は台湾省教育庁を通し・直轄市教育局・学校に・横書きの精神標語（例えば倫理・民主・科学・責任…）や校訓・行事階上の横断幕などは、この統一方式によって右から左に書くよう通達⁽²⁸⁾している。

1.1.5 蔣家の総統世襲の正当化—蔣經國動静の記載と、学生への蔣介石像の刷り込み

民國 65 年（1976）から民國 70 年（1981）この期間台湾は大きな節目を迎えている。蔣介石から蔣經國への総統世襲である。

民國 64 年（1975）蔣介石総統が任期途中で死去、当然後継者に擬せられる長男蔣經國は当時行政院長であり、嚴家淦の代理総統時期を経て、民國 67 年

(28) 《有關中文書寫及排印方式統一規定學校內標語・會場懸掛橫式條幅》（『教育部公報』NO 79, 民 70.7.31）

(1978)に国民会議により中華民国総統に選出され就任する。蔣家のおひざ元、宋美齡の妨害などが取りざたされたが、国民党政府トップの行政院長蔣經國の方に教育部も向くのは自然である。

蔣介石を神格化させると同時に、後継者に擬せられ、本命として実際その地位を手にした蔣經國の記述をまめに特化させるのは、この時期の教育部通達の特徴の一つである。

服喪期間も過ぎて、民國66年(1977)4月、蔣介石の記念事業を企画する。それは「教孝月」の制定である。

民國66年、教育部は蔣介石が逝去した4月を、蔣介石の偉業とその忠孝を発揚するために「教孝月」と定めると発表、学校でも蔣介石の生前の忠孝事績に関する講演を企画させるなどした。加えてこの実施例に「梅臺思親」の感想論文⁽²⁹⁾を含めることで、蔣經國も発揚の対象化したのである。

この運動は次第に宣伝材料化されてゆく。2回目は国家精神動員第14次強調会報決議によって完全に認知された。内容は講演弁論大会や壁新聞作成、読書心得(感想文)の対象は「守 父霊一月記」「領袖 慈父 嚴師」「梅亭思親」であり、慈湖の蔣介石総統陵に学生を行かせることなども含まれる。そしてメディアもこの行事を取材し国内外に発信することが言われ、最終的に(案)の取れた実施版で、没後3周年記念展示の実施、出版関係は、各地の孝子の徳行を報道し社説や短評で情報を行き渡らせる。放送テレビは行事の報道内外に行い、また教孝に関する特別報道などを行うとともに新聞雑誌に出た孝子について取材⁽³⁰⁾することが指示されている。

また「活動注意事項」として学校の等級により活動内容を例示している。各小学校では公私を問わず、校長もしくは教員が蔣院長の「守 父霊一月記」「領袖 慈父 嚴師」「梅台思親」を講義する。中学は講義とともにテストを行う。

(29) 《發揚總統蔣公忠孝至徳・特定毎年四月為「教孝月」》(『教育部公報』NO 26, 民66.2.28)

(30) 《檢送「67年『教孝月』實施要點」(草案)》(『教育部公報』NO 38, 民67.2.28)《檢送「67年『教孝月』實施要點」》(『教育部公報』NO 39, 民67.3.31)《檢送「67年『教孝月』活動注意事項」》(『教育部公報』NO 39, 民67.3.31)

高校高職では学生の企画で研修を行い、学校は試験を行う。5専の4、5年及び大学・独立学院は心得写作コンクールを行いました、論文コンクールを行う。一等は教育部に報告。また活動報告表を示し、日時・場所・時間・回数・成果を記録させている。

こうした活動内容の後段は、蒋介石の、と言うより、その子蔣經國の露出を高める意味がある。

その他の記事でも行政院長、後總統の蔣經國はしばしば出現している。勿論蔣經國自身が、もともと救国団など青年の教育訓練に関心が強かったのはたしかだが、偉大な蒋介石の跡継ぎの仕事ぶりの宣伝に成功崗の学生の軍事訓練の視察と訓示は行政院長から總統になっても変わらず続け、その結果、孫運璿行政院長よりも公報で頻繁に現れる結果となっている。

1.1.6 その他の事象

当時の中学校が一般的に抱えている問題と教育部が認識していたのは次のような事柄である。

まず、設備面で義務教育化によって急増する生徒数に中学校の数も、黒板・椅子・机などの設備もまだ追いつかず、教育環境がまだ整備途中であることだが、これは予算化で順次改善が企図されていく。

とはいえ、夙に義務教育化している小学校の設備すら十分でなかったことは当時の記録からも明らかである。特に農村から人口が移動した都市部の状況は劣悪で、学校の新設も追いつかず、運動場がほとんど無かったり、二部授業でようやく生徒をこなしたりといった状況が残る。象徴的なのが世界最大の小学校が台湾に存在したことで、民國68年(1978)台北縣板橋の後埔小学校の児童数は1万1千5百名を超え、全校で195クラスあったのである。従って義務教育の「増築」部分の条件整備ばかりに予算が向かわないのもやむを得なかつた。⁽³¹⁾

(31) 胡遜「全世界最大的小學－後埔國小」(原載時報周刊：引自教育文摘)

生徒指導として学生管理がより強化された。教育部が実施要領として示したものはたとえば、担任は朝の自習時間監督、国旗の昇降の立ち合いや、様々な生活指導が要求されている。それは、朝会など集会を通して校則・法律常識を言い聞かせる事や授業では出席を取るだけでなく受講状況の記録表を作成してその日のうちに生活指導部でチェックを受ける事、欠席や常習的な遅刻・早退などについて担任の指導とともに迅速に保護者と連携して原因を調べる事、それぞれの学校で「学生生活実践カード」を作成して学生の良い行いや校則違反などについて記録する事などである。

一般的に校内規律は中学高校で乱れがちで、校内暴力も問題化しており蔣經國行政院長もこの月に知育は成果を上げているが、徳育は改善の余地ありとしている⁽³²⁾。

教育部が指示しているのは、変形制服・受験向け校内補習の取締り、一方制服の色の自由化や、民國 58 年 6 月に出した頭髪に関する通達(男子の丸刈り・女子パーマ禁止などを指示した)をたてに過度に厳格な検査・指導が行われがちだったため、模範的な形を更に明示する(男子は丸刈り原則、剃りこみは認めず、後頭部刈り上げ、女子はパーマ禁止、襟より下に伸ばすのは認めず、脇は耳下 1 センチまで)一方、頭髪検査は 2、3 週間に一度にとどめ、規定以上に厳格な基準にしないようブレーキをかけている⁽³⁴⁾。

非行への対応のため、個別の生徒の生活・行動への管理が工夫される一方で、制服や頭髪といった規制は、従前に比してむしろ緩解しているのがこの時期の通達である。この緩解については当時のマスコミは一般的に好意的に評価している。

(32) 《為強化中等學校訓導工作・特訂定「加強中等學校導師工作暨學生紀律生活實施要點」》(『教育部公報』NO 35, 民 66.11.30)

(33) 《蔣經國院長促重視學生徳育》(『教育部公報』NO 35, 民 66.11.30)

(34) 《各國民中學學生製服之色質・由各校自行規定》(『教育部公報』NO 40, 民 67.4.30)、《訂定中等學校學生之髮式》(『教育部公報』NO 46, 民 67.10.31)

1.1.7 小 結

以上教育部公報を主にみてきたことをもとに、民國65年から民國70年に至る期間、学校現場がどのようなことを期待されてきたかを簡単に整理しておこう。

中華民国に於いて義務教育を受けた生徒は、その終了段階、つまり中学卒業時点で良き中華民国国民（中国人）に近づいていなくてはいけない。勿論、その先には中高等教育や職業教育があり、年齢的にも完成したものは望めないが、目指すところは良き中国人である。

各種通達から読み解けるのは、1) 中華民国（当然憲法上規定されている国土で、実質的には中華人民共和国の版図を含む）について十分な知識を持ち、その価値を認識していること 2) 中華民国は歴史ある中華文化を継承する存在であり、その文化について知識と愛着を持つこと 3) 偉大な中華民族の先人の業績を知り、同じ中国人としてその血統に誇りを持つこと 4) 中華民国国民として、正しい国語を使いこなせること 5) 先祖から伝わる価値ある文字を改悪し、中華文化を破壊し、偉大な先人を侮蔑した共産党の過ちを明確に認識していること 6) 共産党の政治により、大陸では何億という同胞が苦しんでおり中華民国はその苦しみを解放する責任がある事を理解していること

こうしたことが、義務教育段階終了時に期待されていた。これは上級学校で国父思想や三民主義、大陸事情を教科として学ぶことで更に明確になり、また当時の台湾を復国基地としてやがて大陸を復興できるよう青年が心身とも鍛える段階につながっていく。

中学校とはこうした少年を作るという理想あるいは目標で教育を行う場所であり、教員はそのための有効な教授法を使い、施設も目的に適うようにあるべきであった。

当然ながら、中学生に提供される教材、そして読物、定期行物は上の目標の助けになるものである必要がある、というのが、この時期雑誌側が考えるべき大枠なのである。

なお、最初に触れたように、本篇は学校での教師による指導に関する内容を中心に扱ったものである。従って学校ではなく中学生に提供する読物や芸術の創作に関する教育部の企画や、中学生自身を創作活動に誘う仕組みなどについては次編で見ることにする。また義務教育延長によって、受験のストレスが小学校から中学校に移動をしたこと、文化だけではなく運動面でも様々な行事が校内に持ち込まれていたことも、次編以降の作業とする。

(接)